

平成 2 5 年 第 1 7 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 9 月 1 0 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午後 1 時
松 原 委 員 長	<p>ただいまから、平成 2 5 年 第 1 7 回 教 育 委 員 会 定 例 会 を 開 催 し ま す 。 本 日 は 4 名 の 方 か ら 傍 聴 の 申 し 出 が あ り ま す が 、 許 可 し て よ ろ し い で し ょ う か 。</p> <p>〔各委員了承〕</p>
委 員 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
委 員 長	<p>日程第 1、署名委員を決定します。 尾上委員と石井委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、陳情第 7 号を審議いたします。はじめて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。</p> <p>〔陳情文朗読〕</p>
柴 田 教 育 推 進 課 長 委 員 長	<p>このことにつきまして何か、各委員さんからご意見等ありましたらお願いします。ご質問でも結構です。</p>
石 井 委 員	<p>この理由の中に書かれているクエスチョンでもあるんですが、私自身も知りたいなと思ひまして、これはいかがでしょうか。この二つのクエスチョン、運営母体が学校であるのか教育委員会であるのか、保護者が給食提供を受けること、義務なのか契約なのか。</p>
住 田 学 務 課 長	<p>ここのクエスチョンですけれども、学校給食法という法律がありまして、それでこの第 4 条に義務教育小学校の設置者は、当該義務教育小学校において学校給食が実施されるように努めなければならないという規定があります。</p> <p>ですから、給食の運営母体はどこなのかということ、これは学校設置者ということになりますので、区ということになると思います。区は、学校給食が実施されるように努めなければならないというような形で学校給食を出しているわけですけれども、保護者側は別に、それは義務というようなことには</p>

委員 長	<p>なっていないということでありませう。</p> <p>ですから、特に保護者との間で江戸川区が給食に関して契約を結んでいるわけでもない状態で、給食は提供しているということでありませう。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>なかなかシステムといいませうか、ここにも書いてありませうけど、校長が年度末に会計報告をすると収支会計で、この辺のシステムについてちょっとご説明いただければ、もっとわかりやすいかなと思っせうんですけど。</p>
学 務 課 長	<p>説明させていただきます。江戸川区の場合ですけれども、各学校に給食室を設けていて、全校が自校調理という形をとっています。江戸川区は全校に栄養士を配置しておりますので、献立のほうも全校が独自献立というようなやり方をとっています。年度のはじめに各学校ごとに食材の納入業者と契約をしまして、各学校がその献立に基づいて契約した業者に発注をして食材を入れてもらっせうというような流れが、まず一つありませう。</p> <p>それから保護者との間では、これは何といいませうか入学の説明会時だとか年度のはじめに給食費が幾らだっせうというようなことをちゃんと説明をした上で、保護者の口座から毎月自動で引き落とされるような形の手続を保護者にとっせうもらいませう。指定された金融機関のほうから、これは給食だけじゃないんですけれども、PTA会費だとか教材費だとか林間学校や修学旅行の積立金何かと含めて、学校によって金額は違ひませうけれども引き落とされた上で、それで給食の場合には額が、毎月幾らっせうというのは決めていませうので、給食費関係の口座に、そのお金が移って収入のほうは管理されているということになります。</p> <p>これをほとんどの学校がE Bシステムっせうようなパソコンでのシステムを持っていませうして、引き落としがでせうなかつたっせういう保護者の一覧などが、学校のコンピュータに表示されて、お金の管理ができるような形になっているということでありませう。</p> <p>この入っせうきたお金と出っせうお金に関してなんですけれども、各学校では現金出納簿っせうのが給食会計であつて、それぞれの現金の出入りを管理しているのと、それから支払いに関しては、月ごとに支払いの業者ごとの内訳書であるとか、あるいは給食費の月ごとの支払う計画等を前年に立てて、それで執行状況についてもそれぞれ月ごとにまとめた上で、現金出納簿のっせういうた執行関係の帳票類の毎月校長宛ての決済を取って、正しくお金がやりとりされているかっせういうのを管理しているっせうような状況になります。</p>

	<p>また、この会計に関しては監査の対象になっていまして、3年に1回ぐらい監査委員会事務局から監査が入りますので、正しく給食会計の処理が行われるかというのが確認されているというような状況であります。</p>
尾上委員	<p>今、ご説明ありましたけれども、監査対象ということで、これは学校ごとに監査をしているということですね。</p>
学務課長	<p>そのとおりです。学校ごとに監査を受けているということです。</p>
尾上委員	<p>この趣旨の2のほうに、時節変動ある食材等々とありますけれども、当然、最初にスケジュール的ないろいろなものを決めるんでしょうね、メニューと、そういう学校として。</p> <p>ですけど、当然季節とかいろいろなことで食材がなかなか手に入らないとか高騰しているとか反対に安くなるとかってあると思うんですけど、途中での見直しはされているんでしょうか。</p>
学務課長	<p>全校に栄養士が配置されていて、2カ月前ぐらいに献立を立てることになるんですけども、そういう食材の何と申しますか高騰だとか旬の食材だとかといったところについては、栄養士が献立を立てる際に、考慮しながら給食費が足りるようにということで毎月の献立もつくっているような状況です。確かに食材の時節変動はありますけれども、これまでもずっとそういう形でやってきているというようなことではあります。</p>
浅野教育長	<p>陳情の趣旨というのが二つ書いてありまして、一番上の陳情の主な扱いとしては、会計規則と申しますか給食費の取り扱いについての規則がないんじゃないのということが一つと。</p> <p>それからもう一つ、趣旨の2番目として今もちょっとお話がありましたけど、固定徴収では無理があるということと、だから公会計化への移行を考えるとというふうに書いてあって、特に2点目は、何でこの固定徴収では無理があるということと、公会計化が結びつくのか全然私にはよくわからないんです。</p> <p>一つは、会計規則を設けるような陳情ですが、これは規定のない給食費の取り扱いについてそうして書いてあるんですけど、区のほうでは私費会計ですけど、21年に規定をつくっているんです。この規定がないということについては規定がありますので、とりあえずそれを見て、ここで言われて</p>

	<p>いるようなことが足りているか足りていないかも含めて、改めて議論したほうがいいんじゃないかなと思うことが一つと。</p> <p>それから今言ったような公会計化の理屈は、何か食材が上がったり下がったりすることと公会計化とどういう関係があるのかちょっとわからないので、これは言っている趣旨がわからないと、私としては議論のしようがないんじゃないかと思っているんで、とりあえずその辺の確認も含めて、もう一回、次回議論するという形がいいんじゃないかなと思うんですけど。</p>
委員 長	<p>今、教育長のほうからそういった意見が出ましたけど、いかがですか。</p>
尾上 委員	<p>ルールというのをちょっと知りたいなと思いますので、ぜひ見せていただきたいと思います。</p>
委員 長	<p>あと、2番目の固定徴収に無理があるというのを、過去の栄養士さんが物価の高騰も含めて食材を工夫してやっていますので、余りトラブルは聞いたことがないです。</p> <p>今、公会計化のところルール等があるということですので、そういったことも含めて、継続という形でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、陳情第7号につきましては、継続といたします。</p> <p>続いて陳情第8号を審議いたします。はじめて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>〔陳情文朗読〕</p>
委員 長	<p>今、資料1から2については委員の皆さんも初めてお目どおりになると思うんですけども、時間がなくて申しわけないんですけども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
尾上 委員	<p>資料に関してはもっとじっくりと本当は目を通したいという状況で、ほとんど中はよくわからない状況ですけども、この有志の方が保護者に対しての署名ですか、されたというふうに出ております。この署名に関して、学童保護者対象ということと連絡をとることのできた保護者のほぼ全員とありま</p>

教育推進課長	<p>すが、これは人数的にはどのような結果というのは出ているんでしょうか。</p> <p>お届けいただいた署名、要望書という形で行っていました。すくすくスクール学童登録児童に対する補食（おやつ）提供の自主運営を求める要望書というタイトルで行っていました。人数的には114の署名が行っていました。</p> <p>ちなみに、これは98の学童登録がある清新第一小学校で行っています。そのうち114というふうに申し上げましたけれども、住所の所在等を確認させていただいたところ、所在が確認できないものも行っていましたので、有効として98ということで行っています。</p> <p>実は登録の中で、そのうち補食をおとりになっていた、補食を希望されていたご家庭が人数にして32人、そのうち、こちらで署名をされていた方が25人いらっしゃいました。</p>
委員長	他にいかがでしょうか。
石井委員	23年度と24年度の補食費に対する区の考え方といいたいまいしょうかそういうところに関して、ここが違うんだというのを、この資料に基づいて、もう一度ご説明いただけませんかでしょうか。
教育推進課長	<p>資料3で、この鍵括弧が2番のところ、補食費というところに示されております。こちらは陳情者の方の書き込みで行っています。この部分で2行目終わりに、「保護者の自主運営となっております」という記載が行っています。</p> <p>これが次のページの資料4も同じように鍵括弧が示されておまして、2番の補食の部分で、やはり2行目で行っています。「保護者の自主運営となっております。」この部分も同じで行っていますが、その後の括弧書きで、「(保護者運営が困難な場合は、補食業務をサブマネジャーに委託することもできます。)</p> <p>その際は児童の健康のため、概ね150キロカロリー前後の提供となります。」ということで、記載をしております。</p> <p>次の行の「サブマネジャーに」という部分の、「補食業務を委託した場合補食費は各自」というのは、先ほどの資料3についても、その続きで書かれている文言で行っています。</p>
石井委員	平成23年度の呼び方、つまり保護者の自主運営なんだと。この文言でいきますと、保護者が完全に自主運営をやるというような格好に読み取れるんですが、では、何か法的に何か問題があるということはあるんでしょうか。

教育推進課長	<p>この学童クラブで、以前おやつをお出していたときからも、育成料の他に補食につきましては経費をご負担いただいて、これは学童クラブの保護者の方々から受託をして提供するという事は、これは変わってございません。</p> <p>この書き方の云々ということですが、特に詳しく記載をしたというような、ご理解をいただくために詳しく記載をしたという内容だという。その後、おおむね 150 キロカロリー前後というふうに新たに加えてございますのは、それは当時メタボリックとかカロリーのとり過ぎというようなことも大事で、これはサブマネジャーが自主的にプロジェクトを組みまして、150 キロカロリーが適当であろうというようなそういったことでのことを、ここに初めて記載させていただいたという内容でございます。</p>
石井委員	<p>そうすると確認なんですけど、23年度から24年度に移るときに、何かが変わった、何かを変えようというわけではなくて、より詳しい説明をしたと、そういうことでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>
教育長	<p>今のことに絡んで説明なんですけど、陳情者が23年度と24年度は制度が変わったというふうにおっしゃってますよね、書き方が問題だということ。私は資料を見て、23年度と24年度で、ここにおっしゃられているようなふうにちょっと理解できないんですけど、制度が変わったと書いてありますよね。</p> <p>これは何か向こうの陳情者の認識としては大きな制度改正があったのに、説明はなかったと書いてあるんですけど、そのことについては執行部としては、そういうふうには受けとめられますか。</p>
教育推進課長	<p>先ほども申し上げましたが、こちらでは何か制度を変えたといったことはないです。</p>
教育長	<p>そうすると、その他にもいろいろ認識を示してこうだっておっしゃっているとところには、陳情者のいろいろな解釈の問題もあると思うんですけど、今みたいに教育委員会のほうとすれば、ちょっとそういうことではないんじゃないというような、そういう記載が他にもありますか。</p>

<p>教育推進課長</p>	<p>まず、2段目のところでございますけれども、一番最後に、「実際に補食事業に反対する親の声が届いているわけではないとも同課で説明を受けました」ということでございます。この陳情者に対して、お話をしたことは事実でございますけれども、こういった趣旨の話をしている事実はございません。</p> <p>それから、その次の段落で、「そこで私を含む有志は」ということになりませんが、その中で4行目に「補食事業施行に賛成する署名が得られました。」という記載がございますが、先ほども申し上げましたけれども、署名の呼びかけの文章は、清新一小の児童・学童児童におやつをあげるための署名のお願い、そして要望書の表題としましては、すすくすくスクール、学童登録児童に対する補食（おやつ）提供の自主運営を求める要望書という題名で、それぞれがご署名をいただいているということでございますので、直接事業の施行に賛成するということとは、少しニュアンスが違うのではないかなというふうに認識してございます。</p> <p>それから、これはこの次の7月にというふうになりますけれども、この署名をいただきました。そのときに「ホームルーム内で万が一事故が起きた場合」ということでございますけれども、実はこの陳情者の方のお越しでお話をしたときには、自主的に運営する方法は何かないかというご相談を受けました。</p> <p>その中で我々としては、分け隔てをしませんよという趣旨で、この補食事業をやめたので、学校内はすすくすくスクールの活動場でございますので、学校内での自主的な運営については、これはご遠慮いただきたいというお話をさせていただきました。</p> <p>ですので、このような持ち込み云々ということではなくて、自主的にやられるのであれば、どちらかそういった場所をお考えいただいて、本当に自主的に、お帰りになってから何かやられるということに関しては、我々申し上げるところではないというお話もさせていただいております。</p> <p>その次の段につきましては、2回ほど前に陳情でございました夏休み期間中だけでも持参できないだろうかということで、委員会の中でも審議していただきましたけれども、やはり目の届かないもの、そういったものの事故についても審議をしていただいたその内容のことだと思っております。</p> <p>今、委員さんからもご指摘のあった23年度と24年度のしおりに関しましては、事業を変えた事実はございませんので、25年度の廃止に向けた準備というようなそういったニュアンスでございますけれども、そういったことはございませんでした。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>今回はご自分のほうでいろいろ資料を用意されて、自分の趣旨を説明でき</p>

委員 長	<p>る根拠として、大分大量の資料をつけていらっしやるので、きょうはじめてという中では、慎重に時間をとったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけども。</p> <p>いかがでしょうか、おやつ、間食にかかわる資料 1、2 ですね、3 と 4、保護者の自主運営という形。自主運営っていろいろ厳しい条件もございまして、慎重にしなきゃいけないと思うんですけども、資料等がたくさんございますので、この 8 号議案も、委員長として継続という形でいかがかと思うんですけど、いかがでしょうか。何かご意見があればお願いします。</p>
石 井 委 員	<p>24 年度の文言の捉え方なんですけど、保護者運営が困難な場合は、補食業務をサブマネジャーに委託することもできます。二つお聞きしたいことがあって、一つは保護者運営が困難だから、サブマネジャーさんお願いしますというふうにお願ひされたときに、この文言だと、サブマネジャーはノーということではできないように思えるんですけど、それはそういう解釈でよろしいですかということと。</p> <p>それから、この全体の文言であっても、サブマネジャーに委託せず、保護者の自主運営が可能なのかどうかという 2 点をお伺ひしたいんですけど。</p>
教育推進課長	<p>1 点目のサブマネジャーが委託を断ることは難しいだろうということですが、事実それまでは、その保護者の方々から受託をするという方針で行ってまいりましたので、改めて何でしょうか、だめなのかどうなのかといったそういったことも、確認はこの場ではなかったというように思います。</p> <p>ただ、そういった何でしょうか、本来は自主運営であり、それをお受けするという、それをお知らせするという意図があって、詳しくお書きしたということでもあります。</p> <p>2 点目につきましては、先ほども申しましたけれども、自主運営をしていただくこと、これは私どももご相談に乗っておりますが、実施の場合には、やはり本来の我々の趣旨でございます学校施設外の別の場所で、保護者の方々自主的に行われること、これについては我々はだめですよとも言えませんし、ということでございます。</p>
石 井 委 員	<p>保護者の自主運営となっておりますと書いてあることは、保護者が自主的に学校の中でいいでしょうか、すくすく、あるいは学童の場でもって、補食に関することを自主運営できるというふうに読めますし、また、そうとしか</p>

読みようがないと思うんです。

もう一つ、これはコメントになるかもしれないんですが、少し前に補食を廃止したことにに関してどう思われますかということ、確かサブマネジャーさんにお聞きされていたと思いますが、サブマネジャーさんの立場でいくと、自分の仕事というところ、補食が入ってくるともう一つプラスアルファが入ってくるというような捉え方をすると、プラスアルファの部分の仕事がなくなるということは、それは悪くないことであるという捉え方もできるように思いますので。

だからサブマネジャーさんに聞くということは、それはイエスの答えを引き出すそういう質問の仕方というか、そういうようなことになっていたんじゃないかなと思うんですが、ちゃんと質問二つになってますでしょうか。

一つは、この自主運営というのは保護者が自主的に運営できるというふうにし、やっぱり読めないということと。

それから、前回に質問した相手というのはサブマネジャーさんであったということが、適切ではないんじゃないでしょうかという質問、その二つの質問をお願いします。

教育推進課長

1点目の自主運営のことは、サブマネジャーにとっても業務的に軽減されるというお話ですけれども、この部分、育成料とは異なりというふうに書かせていただいておりますが、保護者の方々の自主運営となっております。育成料とは異なりというのは、会計について、実は主に申し上げている部分でございます。1,700円の云々という、口座振替ですとか振り込み、納入してくださいという部分もございしますが、補食をお出しするのと同時に、会計事務についても、このサブマネジャーが委託を受けてやっているという部分も含めて、ここで記載させていただいております。そこで詳しく書かせていただいたという経緯もございします。

サブマネジャーの意見ということでございますが、サブマネジャーは区の職員でございます。職員はもちろん、この補食の受託の廃止については意見を聞いたとしても、やはり区の方針ということでございます。答えはおのずからこうなってくるのかなというふうに認識していますので、サブマネジャーの意見は参考にとるとかそういったことにはならないのかなというふうに考えています。

石井委員

別な方々に意見を聴取、意見を聞くということを考えていらっしゃるということでしょうか。

教育推進課長	<p>実はこの以前に、その陳情にもありましたけれども、1月23日に補食を希望されている方々への通知書をお渡ししました。そのときには、サブマネジャーが保護者の皆さんにお渡しをしながら、そのお声をいただいたり、反対の表明をいただいたり、そういった声を実は拾っております。</p> <p>その上で1校でございますが、説明をしてほしいということがありました。その学校の保護者の方に対して説明を行いましたけれども、実際には4名の方が出席されて、3名の方は反対、1名の方は補食によってこのところ太ってきたということで、逆に賛成のご意見の方が出席されたということもあります。</p> <p>ですので、その場面ではサブマネジャーが通知文をお渡ししながら、ご意見をいただいたということはございます。</p>
委員長	それは25年の1月。
教育推進課長	はい、そうです。
委員長	<p>7月の終わりか8月のはじめかちょっと忘れてしまったんですけども、給食の何と申しますか配食のミスがありましたね、ある市で。その市で、また同じ事故が発生しているんです。</p> <p>ですから、いろいろ状況は変わってると思うんですけども、保護者の方が自主的なのというのが、我が子に対して親御さんが持参するということであれば、それはそれでよくわかるわけだし、問題ないんですけど、それを何と申しますかね、管理という点で時代の背景を考えると、本当にこれもきついんじゃないのというのが、正直な私としての思いです。23年、24年の。</p> <p>それだけ学校体制でやっているにもかかわらず、そういう事故が起こってしまうというそういう厳しく受けとめるならば、果たしてこれを教育委員会として、保護者の自主運営に任せていいのだろうか、そういうことをちょっと考えてしまうんです。</p>
教育推進課長	<p>今、委員長おっしゃったように、実はことしの4月19日の新聞報道にもございましたけども、武蔵野市内の学童クラブで配付されたおやつ、3月のことですが、それが食物アレルギーの症状を起こして、事故があったということでございます。</p> <p>もちろん、当時は江戸川区でもアレルギーについて把握をしてやってまし</p>

	<p>たけども、この事故の際も囑託職員の指導員は把握をしていて、その原因物質であると表示されているところを確認は行ったというふうな、そんな事故がございました。管理している中でもそういった事故があったというのは事実で、委員長のおっしゃったとおりでございます。</p>
尾上委員	<p>今お話のあった1月23日の日にある学校ですよね、通知書を出してご説明をしたという中で4名の出席だったということですね、多くの方にお知らせをしたんだと思いますけども、ご参加4名ということで、普通だと、もう少しそういう意見とか、うちはこういうふうに思うという形での声が聞けてもいいんじゃないかなと、そんなふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>すくすくスクール全体でご希望していた保護者の方々に1月23日付の通知文をお渡ししたときに、1校の方がご説明いただきたいということでお申し出があって行ったと。そのご希望の方々の声を受けて行ったんですが、実際に、この学校は登録者数は24名の学童登録数がございました。24名の学童登録といえますか、お渡しした方が24名、そのうちの4名の方がお話をということでございました。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。 資料も含めまして、継続という形でまとめていきたいと思うんですけども、いかがですか。</p>
石井委員	<p>すぐに答えは出なくてもいいんですが、給食の場合に、私は自分の子どもに、自分のつくったものを食べさせたいんだという強い信念を持つ方がいたとしたら、その方はお弁当を持たせるということは可能ですよね。</p>
学務課長	<p>先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、必ずしも保護者が給食を食べる義務はないわけですけども、一応給食というのは学校の教育の一環として行っているというところもあって、原則は全員に食べていただきたいというところがあります。 ただ、例えば今でもそうなんですけども、重いアレルギーをお持ちの人とか、あるいは放射能が心配で給食が食べられないとかそういった保護者のご意見を受けて、弁当の持参ということについては、実際に許可といえますかやっている家庭があります。ただ、自由かという、そんなに自由にはやっ</p>

	ていないということはあります。
石井委員	<p>信念だけではなくて、きちんとした事実に基づいたものが必要というわけですね。</p> <p>お聞きしたかったことは、我が子には絶対午後5時15分におやつを食べさせたいんだということでおやつを用意して、これは絶対5時15分に食べさせてくださいと言ったときに、ノーとは言えないんじゃないかなんて。</p>
委員長	教育的な配慮で、判断になるかとは思いますが。
石井委員	ちょっとちかしたような発言になっちゃったんですけども、私の心の中にあるのは親としての保護義務というようなことと、学童としての社会的なところ、その狭間にあるような問題なんじゃないかなということなんです。
委員長	他にいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	では、特にないようですので、資料等をよく読んでいただくということも含めまして、継続という形でよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	<p>それでは、第8号議案は継続とさせていただきます。</p> <p>では、陳情第9号を審議いたします。はじめて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。</p>
教育推進課長	〔陳情文朗読〕
委員長	以上のことにつきまして何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
尾上委員	先ほどの陳情とも随分重なるところがあると思うんですけども、ここで教育推進課の廃止理由が、その都度変わると書いてありますけども、その辺はどういう状況だったんでしょうか。この陳情者の思い違いかと、ちょっとわからないんです。

教育推進課長	<p>先ほど来申し上げている 1 月 2 3 日付の補食を希望している保護者の皆様へという、その通知の中に 2 5 年度から補食の委託を廃止する予定ですので、その後段で補食についてということで、学童登録を 1 8 時まで延長する児童のうち、希望する保護者の自主運営、調達や管理を委託で、利用者をすくすくスクールに登録する全児童の 5 . 6 % に減少しましたと。児童の 1 日に必要な摂取カロリーは 3 食の食事ですと十分とれることから、補食の 1 5 0 キロカロリーは過剰摂取になる場合があります。</p> <p>補食は月ごとの希望制で、月 1 , 7 0 0 円を集金しています。日によって補食利用数 5 割から 8 割は変化するため、食材の廃棄が出てしまうことも課題です。卵、牛乳、小麦、大豆など食物アレルギーの児童が増え、食材調達や補食の提供に難しさがありますということで、そういった記載がございます。</p> <p>これについて、必要カロリーは違うのではないかと。それから 1 , 7 0 0 円の部分、その経費の軽減ではなく削減ではないかという部分と、それから食材の廃棄が多く出ているというような課題という形で書かせていただいたところにつきまして、陳情の方々にはこういった理由は違う見解だという陳情も何回かいただいております。</p> <p>ただ、私ども議会等を通しまして、何しろすくすくスクールの学童の補食については、1 7 時以降にご希望された学童の一部の 3 4 . 8 % になっている希望者のお子さんにだけ提供して、それ以外の子どもたちは別の部屋で遊んでいるという状況については、これは好ましくないという理由で、ずっとお話をさせていただいております。その部分の説明が、いろいろ変わっているということだと、私どもは認識しております。</p>
委員 長	よろしいですか。他にいかがでしょうか。
石 井 委 員	意見交換会の開催を求めるということなのですが、恐らく広い意味合いでは保護者の意見を広く吸い上げてくれというようなことだとも思えますので、交換会と変に限定せず、例えば意見を求めるようなアンケートでありますとかそういうことにもとっていいのかなと思うんですが、そうではなくて、文言をきちんと判断しなさいということもいわれるんですが、いかがなものでしょうか。
教育推進課長	一番最後、後段にあります保護者も含め、広い立場の人が参加できる公の

委員 長	<p>議論の場を設けていただくということもございます。この陳情者の方の願意は、ここの部分なのかなと思います。</p> <p>実際に、先ほども申しあげました1,300人余り、補食の希望者の方々についてはご通知した分と、それから学年が上がる保護者の方への説明会の場でも、この補食の廃止についてはお話をさせていただいてきたところがございます。その後もご意見という形では、こういう陳情でいただいておりますけれども、その他にも直接お話をさせていただいている方もいますので、皆さんにお集まりいただいてとかといったことでは、今のところはどうかかなというふうに考えております。</p> <p>私もこの陳情等について、本当に区民の方々から意見を言っていていただくので、またこちらに来れば、教育委員会に来れば声も届くと思いますし。そういう意味で、ここに書かれているような場を設けるといったことは、私自身としては必要ないのではないかなというふうに思います。</p> <p>加えて言うと、これは結論が出ているんですね。その上で、補食廃止という、これは結論ありきになってくると、ちょっとまた趣旨が違ってくるのではないかな。いろいろな意味でパブリックコメント、よく文科省がそれぞれの区市町村の教育委員会が、広く市民にパブリックコメントで意見を伺うというそういうのはあってしかるべきかもしれません。そんなふうに思っています。</p>
教 育 長	<p>この陳情も、これまでの経緯の中で説明が不十分だったんじゃないかとか、きちんと声を受けとめてないだとか説明が変わっているとか、先ほどの陳情者の方も経緯としてこういうことがあったみたいなことを踏まえて、いろいろ資料をつけていらっしゃるので、こちらだけちょっと審査しないで、先ほどの経緯なんかも踏まえた上で、次回以降、あわせて審議したらどうかかなというふうに思うんです。</p>
委 員 長	<p>今、新たなご意見が出たんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>それでは、陳情第9号につきましては、第7号、第8号も関連があると思いますので、今回は継続審議という形でよろしいでしょうか。</p>

石井委員	継続審議になりましたよということは、陳情される方にはすぐに届く事柄なんでしょうか。
教育推進課長	採択、不採択というそういう結果が出た場合には、すぐ通知をいたしますが、継続審議の場合には、特に通知ということは。
石井委員	そうですね。何を考えているかといいますと、継続審議になった、陳情を出してしばらく時間がありますよね、この場合であれば9月2日で、きょうが10日ですので、陳情出してから、こういうことも資料として出しておくべきだったな、なんていうようなことがもしあれば、例えばこの5日間とか1週間ぐらいのうちに出示してもらえれば、委員の私たちのところに届きまして、次回の審議をより深くすることが可能かなんていうふうに思いましたものですから、いかがなものでしょうかね。
教育長	<p>基本的には我々は陳情審査なんで、陳情として受け取ったものがどうかということだと思えます。議論はいろいろな形で深まっていったり進んでいくわけで、その都度こっちのほうに、この資料があったとか、このことについて確認があったことをやっていくと、もともとの原型が何かよくわからなくなるし。あくまで陳情として出た物を審査すればいいという立場で、いいんではないかというふうに思いますが。</p> <p>だから、それ以上の何か委員会として議論するということになれば、それは別に考えればいいんだろうというふうに、私は思います。</p>
委員長	よろしいですか。
石井委員	結構です。
委員長	<p>それでは、陳情第9号は継続といたします。</p> <p>次に、第45号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。</p> <p>第45号議案は教育に関する予算・条例案について、平成25年第3回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は議会に上程される前の予算案・条例案に関することであり、政策形成過程に当たる案件であることから、江戸川区教育委員会会議規</p>

委員 長	<p>則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第45号議案については議案が議会に上程された後に議事録に公開を可能とします。それでは、傍聴人の方はご退室をお願いします。終了後、再度入室は可能ですので、お願いします。</p>
委員 長	<p>〔第45号議案の審議 政策形成過程終了につき公開〕</p> <p>それでは、第45号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第45号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取でございます。資料をごらんください。平成25年度9月期補正概要（教育費）の案でございます。</p> <p>歳出でございます。まず小学校費が、今回補正額の欄をごらんいただきたいと思いますが、1億1,500万、そして中学校費が2億216万3,000円ということで、今回の補正額の計が教育費3億1,716万3,000円の計上でございます。既計上額にあわせまして、小学校費が151億7,247万5,000円、中学校費が70億4,396万ちょうど、教育費計263億7,197万という状況でございます。</p> <p>その歳出の内訳でございますが、小学校費の補正額の内容欄にございますけれども、こちらが葛西土地区画整理組合から指定寄付を受けました。学校は第二葛西小、第四葛西小、東葛西小でございます。3校でございます。500万円ずつということで、そのそれぞれの用途として、需用費、消耗品、そして工事、それから備品購入費ということでの内訳でございます。</p> <p>続いて、学校施設建設費の工事請負費でございます。こちら1億ということで、設計変更による契約金額の増加及び物価変動による工事費が増加するためということで、これは継続費。次の欄にございますが、継続費の内訳でございます。中学校費につきましては、一部工事請負費の中で平均労務単価が約15%上昇したことによる工事費の増加及び当初見積もりより必要工事が増加したためということでの1億9,216万3,000円。そして、先</p>

	<p>ほどもございました葛西土地区画整理組合からの指定寄付。こちらは東葛西中学校と葛西第三中学校2校に対して、500万円ずつの指定寄付があったものでございます。それぞれ需用費の消耗品、それから備品購入費というような内訳になってございます。</p> <p>その次の欄は、先ほどの1億円、25年度に継続費の第二葛西小学校施設改築費の契約変更に伴う増加でございます。繰越明許費につきましては、船堀小学校の施設改築費に既に計上されておりました508万5,000円、これにつきましては工事の遅延によりまして、新校舎への引っ越し及び運搬作業日が当初予定の平成25年3月から平成26年4月上旬へと変更となったため、これを繰越明許費として来年度のものになるというものでございます。</p> <p>以上が、今回教育にかかわる議案についての意見聴取の内容となっております。ご審議お願いいたします。</p>
委員 長	<p>それでは、今の件につきまして何かご質問、ご意見があればお願いいたします。特によろしいですか。</p>
石井委員	<p>葛西土地区画整理組合さん、2,500万円も寄付してくださるなということで、まず区画整理そのものは、もう終わっていると思うんですね。2,500万円が出るということは、どれだけお金持っているんだろうと思うんですけど。</p>
教育推進課長	<p>区画整理事業自体が終わりまして、実は減歩ですとかそういったこともあります。余剰の土地等は、この整理がついたということで、実は、これは都からも補助も出ておりますので、その余りといいますか、それをどういうふうに処理をするのかというのは組合の中でも議論がされた中で、お一人お一人の地権者に対してお配りする、お返しするということは事実上無理だと。数万円から、中には数百万。全体で約1億の余りが出たということであります。</p> <p>その用途につきまして、補助も受けている中では公的なものにぜひ使うということでの都の指導もありまして、区画整理組合さんとしては、私も区画整理の範囲内から通学しているお子さんがいる学校ということでの申し出が、区画整理組合さんからございまして、それで先ほど言いました小学校3校、中学校2校に対して500万円ずつの寄付をしていただく。その他に、今、土地区画整理組合の事務所がございまして空き地といいますか、その部</p>

	<p>分は区に対して公園ということで、この後、公園整備費として、これと同時に寄付を受け取ります。</p> <p>また、その後の整理をした最終的な余剰金については、防災に役立ててほしいということで、また改めて寄付がされるという予定になっています。ですので、ほとんどその余剰については公に寄付をします。</p> <p>例えばもう一点、民間ということではないんですが、葛西地区に自治会中心になりまして、今防犯カメラが設置されています。そちらの防犯カメラの会にも、確か250万と思いましたが、寄付されてます。</p>
石井委員	ありがとうございます。ありがたいことですね。
委員長	<p>他によろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>では、なければ、第45号議案の意見聴取に関しましては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨を回答いたします。</p> <p>秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。</p>
委員長	次に、第46号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
学務課長	<p>これは以前にご審議いただきました、西葛西二丁目の通学区域の正式な変更ということで規則改正の審議お願いしたいのと、それに伴う特例措置についてご審議お願いしたいと思います。2枚めくっていただいて、西葛西中学校の通学区域変更及び特例措置についてという資料のほうをごらんいただきたいと思います。</p> <p>通学区域の変更については以前ご説明させていただいたとおり、西葛西中学校の過密状態の解消のためということで、西葛西二丁目全域について、来年の4月に入る新1年生から、現在の西葛西中学校の通学区域を清新第一中学校の通学区域に変更するものであります。そのまず規則改正をさせていた</p>

だきたいということと。

それから2番の特例措置についてであります。こちらについては、現在西葛西二丁目に住んでいる小学校1年生から6年生なんですけれども、清新第一小学校の他に、西葛西小学校だとか第六葛西小学校だとか、いろいろなところに行っている子どもたちがいます。それで、この規則改正を行わなければ、これまでは西葛西中学校に入るわけだったんですけれども、それが清新第一中学校に変わるということで、例えば西葛西小学校に今現在入っている子どもが、来年みんなと一緒に西葛西中学校に上がるつもりだったのが、この規則改正によって清新第一中学校に、中学校が変わってしまうということが起きますので、それを避けるために、特例措置を設けるといような内容になっています。

措置の内容ですけれども、西葛西二丁目の居住者が、変更前の指定校である西葛西中学校へ入学を希望する場合に、指定校変更制度というのがありますけれども、これの許可基準の、教育委員会が特に必要と認める場合に該当するものとして入学を認めるというような措置をとりたいということでありま

す。

対象となっている者については、来年の3月31日までの時点で、西葛西二丁目に住んでいる小学校1から6年生のうち、26年4月以降に中学校に新1年生として入学する者ということになります。対象者が、今、西葛西二丁目の小学校1年から6年にいる方が517名おります。来年4月に新入学の予定者は、そのうちの83名が新中学1年生になりますので、その方たちが対象になるということです。

新1年生として4月に入学するときのみ適用するということなんで、一度清新一中に入ってから、学年の途中で西葛西中に行きたいというのは、これは適用しないということでありま

す。

それから、来年の3月31日までに西葛西二丁目に転入した者も対象としますけれども、来年の4月以降に西葛西二丁目に転入してきた者は対象とはしないというような形をとりたいと思います。

周知方法につきましては、西葛西二丁目の該当する居住者に対して、特例措置の周知文書を個別に郵送するということを考えております。説明は以上です。

委員長

今のことにつきまして何かご質問、ご意見があればお願いします。

私からですが、83名ですよ。ということは、そのまま数を捉えると新1年生が3クラス。現在清新一中さんで校舎の学級数というのは、特に問題

学務課長	<p>はないでしょうか。</p> <p>特にこれであふれるようなことはないです。この83名は西葛西二丁目で、来年中学校1年生になる子どもが83名なんですけれども、このうち71名が清新一小に通っていますので、その子どもたちが割と清新一中に行く可能性が高いんですけれども、それ以外の子どもたちは西葛西小に通ってたり六葛西小に通ってたり他の学校に通ってますので、残りの12名ぐらいが、この特例措置を受ける可能性があるということです。</p> <p>ただ、清新一小区域の子どもというのが、割と私立中学に行ったりとかそういうふうには抜ける率も高いものですから、この83名が全部清新一中に来るとはいうわけではないと思っています。</p>
委員長	<p>わかりました。他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは、他にございませんということで、第46号議案は原案とおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p>
松井指導室長	<p>指導室のほうから3点、事務報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目が、平成25年度全国学力・学習状況調査の速報でございます。4月24日に小学校6年生、中学校3年生を対象として行われたものでございます。調査内容は教科に関する調査としまして、国語、算数、数学です。それから中学校が国語、算数、数学のBとして知識を活用する問題。それから生活習慣や学習環境に関する調査ということで、児童・生徒の質問紙調査、これの速報値になります。</p> <p>2番につきましては、小・中学校の江戸川区、それから東京都、国の平均正答率を掲載しております。3番の児童・生徒質問紙調査につきましては、12問、今年度はありましたが、特徴的なものとして二つ、お示しをさせていただきます。学力テストの速報値については以上でございます。</p> <p>継続してよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>お願いします。</p>

指 導 室 長	<p>続きまして、平成25年度中学生の全国大会の結果でございます。この8月、全国大会に出場したものが中学生で4競技、6校でございます。それぞれ都大会、関東大会を経て全国大会に出場しましたが、結果につきましてはごらんのとおりの結果というふうになっております。</p> <p>なお、10月12日から行われます全国障害者スポーツ大会にも中学校から1名、陸上で参加しておりますので、これにつきましては、また結果がわかり次第ご報告をさせていただきます。</p> <p>裏面でございます。東京都中学校吹奏楽コンクールでございます。区内33校中25校が参加しております。人数によってA組、B組、それから東日本というふうに表のとおりに分かれておりまして、50名以内で編成するA組につきましては区内から10校、35名以内で編成するB組につきましては11校、30名以内で編成する東日本には4校が参加し、それぞれ金賞、銀賞、銅賞を獲得した学校が、ここに出ております。</p> <p>A組の金賞、東葛西中が3年連続となっておりますが、3年連続になりますと特別な表彰ということで、東葛西中となっております。また、この先の大会ということで、鹿本中学校が東日本大会に、10月12日に参加するというようになっております。これにつきましても結果ということで、以上のようなになります。</p> <p>3点目です。今年度の江戸川区教育委員会研究奨励校・教育課題実践推進校の研究発表の日程をお示しをさせていただきました。清新第一小学校から最後、松本小学校まで研究発表会を、この日程で行う予定でございます。以上でございます。</p>
委 員 長	<p>3点、ご報告がありましたけれども、ご質問、ご意見等があればお願いします。学力調査のほう、いかがでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>学力調査で、知識に関する問題に比べて活用に関する問題が、正答率が下がるというのは、これは一般的な事柄でそうなんだろうなと思うんですが、一方で活用ということになりますと、どういうことを聞かれているのか読み取りの能力が、まず一番問われていると思うんです。読み取りの能力というのは、読書量と比例するようにも思っているところがあって、そうすると、読書は好きですかということに関して、小学校も中学校も右肩上がりの傾向があるにもかかわらず、活用がちょっとなというのがありまして、室長はどういうふうに分析されますか。</p>

指 導 室 長	<p>今お話しいただいたものも国の分析ですとかさまざまなところで出てますが、教育委員会としてはこれから各学校の状況ですとか、個々の読み取りは各学校でやるしかないんですが、いろいろな角度から分析をしていくということでございます。</p> <p>読書量と読み取りの力が確かに言われていますが、好きですかという質問でもありますので、そのあたりは無理のない、こじつけでない分析を適宜、今回順次やっていきたいなというふうに思っております。</p>
尾 上 委 員	<p>確かに読書科もできて右肩上がりってすごくうれしいことなんですけども、全体的に学力を見ていくと、やはりまだまだという感じがします。前回の調査はいつ、この調査は毎年やられていますか。</p>
指 導 室 長	<p>平成23年度は震災の関係でやっておりませんが、継続してやっております。</p>
尾 上 委 員	<p>そのときと調査の結果、何ていうんでしょうか、全体的に把握するのが難しいかもしれませんが、子どもの学力的なもの、江戸川区の全体的総括としてどんな状況になっていますか。</p>
指 導 室 長	<p>現在平均正答率で見ますと、どうしても国や都との平均との比べっこでしか全体像が見られないんです。最終的には区の教育委員会、学校としてやることは、一人一人の学力を上げることですが、区の平均点で見た場合、昨年度の国の平均点と区の平均点と比べますと、その差が縮まっている。縮まっているというのは区のほうが若干低いものですから、そういう状況の中から縮まっているという状況でございます。</p>
委 員 長	<p>私も1点あるんですけど、指導室の結果で国語のAは知識みたいですよ、中学校のほうが正答率がいいんですよ。算数、数学は小がよくて中が悪いんです。これはよくわかるんです。私も理科なものですから、理数については小学校のときには、まだかなり理数について興味関心があるんですけど、上に行くに従ってそれが下がってきて、高校へ行くともっと下がっちゃうんですけど。データを調べますと。</p> <p>だけど、国語で見ると、小が悪くて中がいいと。これはもうちょっと分析していただければと思うんですけど、これ、下手すると問題が余りよくなか</p>

ったんじゃないか。これ本当は、小学校のほうが正答率がもっとよくていいんじゃないのかなというふうに、Aで思うんですけど、そこがちょっとどんなふうになっているのかなと思いました。

それから、実は文教委員会でもお話ししようと思ったんですけど、時間がなかったんで言えなかったんですけど、このホームページで調べてきたんですけど、僕が本当によかったなと思うのは、課題になるんですけど、授業中のわからないことを子どもたちがどうやって調べるかというのが出てます。小学生ではそのままにするというのが5%、中学校が9%なんです。家庭学習の増加に傾向が見られたすごくいい面なんですけど、小学校では19年度が40.3%で、ことしは何と51.5%にばんと上がっているんです。中学校は19年度が39.5%で、今回は48.8%、50%いかないんです。

この辺については、江戸川区でも多分同じような傾向だと思うんですけど、何が言いたいかということ、授業中にわからないことをできるだけ子どもたち自らが、何とか親御さんに聞いたり友達に聞いたり、先生方に聞いたりとかそういう運動を支えていく必要もあるなということ考えたことと、やはり何といても家庭学習にどう取り組むかという、どう導いていくかというその辺が、現場の課題なんだろうなという、そんなふうに思いました。

尾上委員

1カ月ぐらい前でしょうか、新聞を読んでいましたら、学力調査に関して、全国で秋田方式というんですか、秋田県が非常にすばらしい伸びを例年しているというそんな記事、コメントを読んだんです。

どういう教育の方針で、またどういう仕方をしているのかなとそのときに私も読んで、ちょっと調べてみたいなとそんな思いがしたんです。どなたか何か、ご存じの方いらっしゃいますか。

指導室長

秋田県、それから福井県あたり、継続していいんですが、そこの方々の話では、当たり前前を当たり前でやっているということです。

例えばノート指導が行き渡っているとか、もう一つは先ほど委員長がございましたけれども、家庭学習、当たり前のように定着している。学習の量と質です。放置する時間をなるべく短くして、定着を図っていくという。

それから今、委員長からありました児童・生徒の質問紙の中にもたくさんヒントが出ていると思うんですけども、例えば私の立場で学校教育っていうことで、基本的には授業改善なんです。やはり教師の指導力というのは大きいですから。

ただ、早寝早起き朝ご飯ではないですけども、やはり家庭としてやって

<p>委員長</p>	<p>いただくこと、子どもがいい体調で学校に来ることとか、授業で同じようにやっても、やはり定着度とか個人差がありますから、それを補うために家庭学習も含めてどういうふうにするか。この夏はどの学校でも補習をやってみましたけれども、そういう時間の確保をどうするか。総合的にやって、あとは具体的に二つのことを継続して、それからあれもこれもアラカルトでやって、何かどっちつかずということではなくて、何か一つ、うちの学校はこうやるとかそういうのを決めてやっていくということも課題かなというふうに思っています。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。続いて、学校施設担当課からお願いいたします。</p>
<p>佐藤 学校施設担当 課長</p>	<p>平成28年度以降改築予定校についてご報告させていただきます。平成28年度以降の改築予定校としまして、葛西小学校、葛西中学校、それと小松川第二中学校の3校を選定させていただきました。</p> <p>葛西小学校につきましては昭和39年竣工の学校で、築49年。葛西中学校については昭和35年竣工で53年経過した施設であります。老朽化も進んでいるところであります。将来の地域の拠点校として存続する学校でもあり、葛西小学校と葛西中学校は隣接する学校でもありまして、小学校と中学校を同時期改築することで、土地の有効利用を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>次に、小松川第二中学校ですが、こちら昭和38年竣工で、築50年経過しております。こちらにつきましては小松川地区の中学校用地として確保しております小松川二丁目1番の土地に建物を建設してからの移転となります。こちらも将来の地域の拠点校として存続する学校として整備してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>今後のスケジュールであります。今年度中に基本構想、基本計画を地域の皆様と話し合わせていただきまして、26年度、27年度に基本設計、実施設計を行い、改築工事につきましては28年度以降に実施してまいりたいと思っております。</p> <p>その他であります。小松川第二中学校につきましては移転改築後、今後</p>

委員 長	<p>になるんですけども、通学区域の部分で調整が進む予定です。以上であります。</p> <p>ただいまの報告で何かご意見、ご質問があればお願いします。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。それでは、研究所のほうからお願いいたします。</p>
松井 教育研究所長 (指導室長)	<p>教育研究所から2点、報告をさせていただきます。</p> <p>まず8月のいじめ電話相談ですが、8月はゼロ件ということでございました。</p> <p>もう一点でございます。学校を休みがちな児童・生徒保護者の会ということで、10月12日、グリーンパレスで講演会並びに懇談会を行います。そのご案内が資料として配付されております。これは各小・中学校に、既に配付しておりますが、保護者のほうから申し込みがあった方が参加するというものでございます。以上でございます。</p>
委員 長	<p>2件ございまして、何かご質問、ご意見なればお願いします。</p>
尾上委員	<p>こちらの学校に行けない子という講演会なんですが、今までもそういったことは実施しておりましたか。</p>
指導室長	<p>平成21年度からやっているという資料は残っております。</p>
尾上委員	<p>参加の人数30名程度ですか、前は人数的にはどのような状況でしたでしょうか。</p>
指導室長	<p>例年20名前後の参加のようです。</p>
委員 長	<p>よろしいですか。その他、いかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>では、他になければ、ただいまの2点の報告了承といたします。 その他、報告事項などございますでしょうか。 それでは以上をもちまして、平成25年第17回教育委員会定例会を終了 いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午後2時32分</p>
------	--